

長崎県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月15日

長崎県後期高齢者医療広域連合長

田上 高久

長崎県後期高齢者医療広域連合規則第8号

長崎県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

長崎県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年長崎県後期高齢者医療広域連合規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1.6条第1項第17号中「後8週間」を「以後1年」に改める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。